

株券上場廃止基準の取扱い

(昭和38. 11. 20実施)

1 第2条(上場廃止基準)第1項関係

(1) 株主数及び流通株式数

- a 第1号に規定する「1年以内に150人以上とならないとき」又は第2号aに規定する「1年以内に1,000単位以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この(1)において「猶予期間」という。)内において150人以上とならないとき又は1,000単位以上とならないときをいうものとする。
- aの2 猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前aの規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。
- b 第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(7)aの規定により上場会社から提出される「株式の分布状況表」等に記載された株主数及び流通株式数によるものとする。
- c 上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。)、株式併合又は単元株式数の変更を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更による影響を考慮して第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数を算定する。
- d 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(c)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。
- f 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)k(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数について準用する。
- g 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)f(株主数の算定の取扱い)の規定は、第1号に規定する株主数の算定について準用する。
- h 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)h(株主数の猶予期間内における取扱い)の規定は、第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄の株主数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000人」とあるのは「150人」と読み替える。
- i 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)i及びj(猶予期間経過後に株式分割等を行った場合の株主数の取扱い)の規定は、第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄の株主数の猶予期間後の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000人」とあるのは「150人」と読み替える。

- j 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) g (流通株式数の猶予期間内における取扱い) の規定は、第 2 号 a に規定する流通株式数が 1,000 単位未満である銘柄の流通株式数の猶予期間内における取扱いについて準用する。この場合において、「1 万単位」とあるのは「1,000 単位」と読み替える。
- k 第 2 号 b に規定する「当取引所が定める日」とは、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第 24 条第 1 項に定める期間の末日のうちいずれか早い日をいうものとする。
- l 上場会社が審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあつては、審査対象事業年度に係る株主基準日）後、前 k に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を当取引所に提出した場合において、当該上場会社が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の 5% 以上となったときは、第 2 号 b に該当しないものとして取り扱う。

(2) 売買高

- a 第 3 号の規定は、上場後 1 年未満の銘柄については、適用しない。
(注) 「上場後 1 年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。
- b 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (2) b から e までの規定は、第 3 号の場合に準用する。
- c 第 3 号ただし書に規定する「公募、売出し又は立会外分売」については、次の取扱いによる。
- (a) 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) b の(a)及び(c)（上場申請に係る公募等の取扱い）の規定は、公募又は売出しの取扱いに準用する。
- (b) 公募又は売出しは、上場銘柄が第 3 号に該当したと当取引所が認めた日から起算して 3 か月以内に、不特定多数の者に 5 単位以下の範囲において 1 単位ごとに、均一の価額で行うものとする。この場合には、申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。
- (c) 立会外分売（業務規程第 41 条に規定する立会外分売をいう。以下この取扱いにおいて同じ。）は、上場銘柄が第 3 号に該当したと当取引所が認めた日から起算して 3 か月以内に 5 単位以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものとする。
- (d) 公募、売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は、100 単位以上で、その都度当取引所が定める株式数とする。
- d 上場銘柄が第 3 号に該当する場合において、当該上場会社から前 c の公募、売出し又は立会外分売を行わない旨の報告を書面で受けたときは第 3 号に該当するものとして取り扱う。

(3) 上場時価総額

- a 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (3) a から c まで（上場時価総額の取扱い）の規定は、第 4 号の場合に準用する。この場合において、「20 億円」とあるのは、「5 億円」と読み替える。
- b 第 4 号に規定する「上場時価総額が上場株式数に 2 を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平

均上場時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)aに規定する月間平均上場時価総額をいう。次のc及び3(3)において同じ。）がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の前日（休業日を除外する。権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の平均をいう。次のcにおいて同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額（同取扱い1(3)aに規定する月末上場時価総額をいう。次のc及び3(3)において同じ。）がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

- c 第4号に規定する「3か月以内に当該数値以上とならないとき」とは、前bに該当した月の末日の翌日から起算して3か月目の日までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額が当該月の月間平均上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないとき又は毎月の月末上場時価総額が当該月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないときをいうものとする。
- d 上場日の属する月の上場時価総額については、第4号の基準に係る審査対象としないものとする。
- e 上場会社は、当取引所が第4号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株券の数を記載した書面を翌月初までに当取引所に提出しなければならない。

(4) 債務超過

- a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同aに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(5)d（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「純資産」と読み替える。
- c 第5号に規定する「1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第5号に規定する「債務超過の状態」となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この(4)において「猶予期間」という。）において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。
- d 第5号本文に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。
 - (a) 第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)c(a)に規定する平均時価総額をいう。以下、この項において同じ。）が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発

行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

(b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

e 第5号ただし書に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

(a) 猶予期間の最終日以前3か月間の平均時価総額が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

(b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

f d (b) 又は前 e (b) に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、d (b) については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前 e (b) については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（d (b) 又は前 e (b) に定める「債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書類

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書類

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書類

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書類

(b) d (b) 又は前 e (b) に定める「債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号 a i に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書類

(5) 銀行取引の停止

第6号に規定する「停止されることが確実となった場合」とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合をいうものとする。

(6) 破産手続、再生手続又は更生手続

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することを取締役会決議を行った場合

当該上場会社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当取引所が認めた日）

(c) 上場会社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当該上場会社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

c 第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」とは以下の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること

イ 上場会社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

ロ 上場会社が前bの(c)に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前bの(c)に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定める事項が記載されていること

イ 当該上場銘柄の全部を消却するものでないこと

ロ 前(a)のイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同(a)のロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月の平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則

第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（(3) bに規定する上場株式数をいう。以下この(6)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

dの2 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)（上場時価総額の取扱い）の規定は、第7号に規定する上場時価総額の算定について準用する。

e 上場会社は、当取引所が第7号後段に規定する上場時価総額が5億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる1か月間における日々の上場株式数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日に当取引所に提出しなければならない。

(7) 事業活動の停止

a 第8号に規定する「事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当取引所が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと当取引所が認めた場合を除く。）をいうものとする。

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合その他上場会社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当取引所が認めた場合をいうものとし、当該(a)から(c)までに掲げる場合には当該(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

イ 当取引所の上場株券

ロ 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の規定の適用を受け、同基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券

(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(c) 上場会社が、(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合（前(6) bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(8) 不適当な合併等

a 第9号aに規定する「当取引所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(a) 非上場会社を完全子会社とする株式交換

(a)の2 非上場会社を子会社とする株式交付

(b) 分割による非上場会社からの事業の承継

- (c) 非上場会社からの事業の譲受け
 - (d) 分割による他の者への事業の承継
 - (e) 他の者への事業の譲渡
 - (f) 非上場会社との業務上の提携
 - (g) 第三者割当による株式の割当て
 - (h) その他非上場会社の吸収合併又は(a)から前(g)までと同等の効果をもたらすと認められる行為
- b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。
- (a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）以前3年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併若しくは前aの(a)から(g)までに掲げる行為又は非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。
 - (b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。
 - イ 行為決定日以前3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前aの(a)から(g)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。
 - ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(b)において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(b)及び次の(c)において「連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。
 - ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。
 - ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。
- (c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果

をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日以前3年間に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間で合併若しくは前aの(a)から(g)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもちたらずと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 事業の承継又は譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額)未満であること。

ハ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高)未満であること。

ニ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。)未満であること。

(d) 分割による他の者への事業の承継(次の(e)に規定する場合を除く。)、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当て、50名に満たない者に対する株式の割当てその他これらと同等の効果をもちたらずと認められる行為を行う場合において、行為決定日以前3年間に当該行為の当事者(その関係会社を含む。)との間で合併若しくは前aの(a)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもちたらずと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為(吸収分割に限る。)を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日以前3年間に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間で合併若しくは前aの(a)から(g)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもちたらずと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社(以下この(e)において「非上場会社連結会社」という。)に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額)が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高(当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高)が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。)が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

- c 前bに掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社（(c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。）に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。
- (a) 経営成績及び財政状態
 - (b) 役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）
 - (c) 株主構成
 - (d) 商号
 - (e) その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項
- d 第9号aに規定する「当事者である非上場会社として当取引所が認める者」は、非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合における当該非上場会社その他これに類するものとして当取引所が認める者をいう。
- e 第9号bに規定する「審査対象である非上場会社として当取引所が認める者」とは、次の(a)から(d)までに掲げる場合における非上場会社をいう。
- (a) 非上場会社又は非上場会社の子会社と合併する場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。）
 - (b) 非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）（(c)に掲げる場合を除く。）
 - (c) 他の会社の完全子会社となる場合（非上場会社と共同で株式移転を行う場合（これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合を含む。）に限る。）又はこれに準ずる状態になる場合（当該他の会社が株券上場審査基準第4条第3項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）
 - (d) 非上場会社と会社分割を行う場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第5号の規定の適用を受ける場合に限る。）
- f 第9号に規定する「3年以内」とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この(8)において「猶予期間」という。）をいうものとする。
- g 第9号に規定する「株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しない」かどうかの審査は、株券上場審査基準第2条第1項及び第4条（第3項を除く。）（セントレックスの上場会社である場合には、第5条第1項及び第6条第1項）に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。
- h 上場会社が第3条の3第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日とする。
- (9) 支配株主との取引の健全性の毀損
- a 第9号の2に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に規定する募集株式等をいう。以下同じ。）の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいう。
 - b 第9号の2に規定する「3年以内」とは、上場会社が同号に規定する第三者割当により支配株主が異

動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間をいうものとする。

- c 第9号の2に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して1年を経過するごとに（前号に定める期間に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当てを受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下この(9)において同じ。）との取引状況等について記載した書面の提出を速やかに行わなければならない。
- d 第9号の2に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- e 第9号の2に規定する「支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当取引所が認めるときに該当する」かどうかの審査は、cに規定する書面及び前dに規定する報告の内容に基づき行う。

(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

第10号に規定する当取引所が定める場合とは、次のa及びbに掲げる場合をいい、同号に規定する当取引所が定める期間とは、次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a及びbに定める期間をいう。

- a 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を得た場合
当該承認を得た期間の経過後8日目（休業日を除外する。）の日まで
- b 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前号に該当する場合を除く。）
法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後3か月以内

(11) 上場契約違反等

- a 第12号aに規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。
 - (a) 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第48条第3項（同規則第49条第7項で準用する場合を含む。）（その特例を含む。）の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は第3条の4第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。
 - イ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第48条第3項（同規則第49条第7項で準用する場合を含む。）（その特例を含む。）に規定する改善報告書又は第3条の4第2項に規定する書面を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

ロ 請求理由

ハ 提出期限

- (b) 前(a)のほか、当取引所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第48条第1

項又は同規則第49条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

- (c) (a)及び前(b)のほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと当取引所が認める場合
- b 第12号bに規定する新規上場に係る基準とは、次の(a)から(c)に掲げる上場会社が新規上場の申請をした市場区分に従い、当該区分に掲げる基準をいう。

(a) 市場第一部

株券上場審査基準第2条第1項、第4条第1項及び第2項並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項

(b) 市場第二部

株券上場審査基準第2条第1項並びに第4条第1項及び第2項

(c) セントレックス

株券上場審査基準第5条第1項並びに第6条第1項及び第2項

- c 第12号bに規定する当取引所が定める基準とは、次の(a)から(c)に掲げる上場会社が発行する上場株券が上場している市場区分（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条又は第4条の規定により指定替え又は上場市場の変更が行われる場合は、指定替え又は上場市場の変更後の市場区分）に従い、当該区分に掲げる基準に準じた基準をいう。

(a) 市場第一部

株券上場審査基準第2条第1項、第4条第1項及び第2項並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項

(b) 市場第二部

株券上場審査基準第2条第1項並びに第4条第1項及び第2項

(c) セントレックス

株券上場審査基準第5条第1項並びに第6条第1項及び第2項

- d 上場会社が第3条の4第1項の申請を行うことができる期限は、第12号bに規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた日から1年を経過する日までをいうものとする。

(12) 株式の譲渡制限

- a 株券上場審査基準の取扱い2(10)(株式の譲渡制限の取扱い)の規定は、第14号の場合に準用する。
- b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第14号に該当するものとして取り扱う。

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

- a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日
- (a) 当取引所の上場株券
- (b) 株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定の適用を受け、同各号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券
- b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書

面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(14) 株主の権利の不当な制限

第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして当取引所が認めた場合を含むものとする。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第37条第2号に規定する廃止をいう。）又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(2) uに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。）のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(2) uに規定する取締役選任権付種類株式をいう。）を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると当取引所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。ただし、会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合は、この限りでない。
- d 上場株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合は、この限りでない。
- e 上場株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当取引所が認めるものに限る。）
- f 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い17に規定する議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当取引所が認めるものに限る。）

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

- a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日
- b 前a以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

(16) 株式等売渡請求による取得

第18号の2に該当する日は、上場会社から、株式等売渡請求に関して承認した旨の書面による報告を受けた日とする。

(17) 株式併合

第18号の3に該当する日は、上場会社から、株式併合に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(18) 反社会的勢力の関与

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い19の規定は、第19号に規定する当取引所が定める反社会的勢力との関係について準用する。

(平成4.12.28、5.2.28、5.4.1、5.8.10、6.7.1、6.10.1、7.1.4、7.3.1、8.1.1、8.4.1、8.8.1、8.11.1、8.12.1、9.1.1、9.6.1、10.1.1、10.3.1、10.3.11、10.4.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.9.1、11.10.1、11.11.10、12.3.1、13.4.1、13.10.1、14.2.1、14.4.1、14.12.10、15.4.1、15.5.8、16.8.2、16.10.1、16.11.1、17.1.1、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、18.12.11、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、21.11.16、22.1.4、22.2.10、22.6.30、23.4.1、23.6.20、23.10.31、24.4.1、24.10.1、25.9.13、26.3.31、27.5.1、28.4.1、30.3.31、31.7.16、令和2.2.7、2.11.1、3.3.1変更)

2 第2条（上場廃止基準）第3項関係

(1) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

第1号に規定する「店頭市場」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領3(4)に定める店頭市場をいうものとする。

(2) 株式の譲渡制限

株券上場審査基準の取扱い3及び前1(12)の規定は、第3号の場合について準用する。

(3) 上場銘柄が外国株券である場合の第4号の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(平成17.6.20追加、18.5.1、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、30.3.31変更)

3 第2条の2（セントレックスの上場廃止基準）第1項関係

(1) 株主数

前1(1)の規定は、第1号に規定する株主数の取扱いについて準用する。

(2) 売買高等

- a 前1(2)(bを除く。)の規定は、第2号の場合に準用する。
- b 売買高等の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。
- c 第2号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄に係る新株引受権証書及び新たに発行された株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。
- d 上場会社が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合には、前cに規定す

る市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の金融商品取引所における売買高に基づき、第2号に規定する売買高を算定することができるものとする。

- e 上場会社が前bによる審査の時からさかのぼって1年以内に単元株式数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第2号に規定する売買高を算定するものとする。
- f 第2号に規定する「月平均値付率」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間の各月における値付率（立会日数に対する当該銘柄の売買が成立した日数の割合）の合計を12で除して得た数値をいうものとする。

(3) 上場時価総額

- a 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)aからcまで（上場時価総額の取扱い）の規定は、第3号の場合について準用する。この場合において、「20億円」とあるのは、「2億円」と読み替える。
- b 前1(3)bからeまでの規定は、第3号の場合について準用する。

(4) 債務超過

- a 前1(4)aからcまで、e及びgの規定は、第4号の場合について準用する。
- b 第4号本文に規定する「当取引所が定める場合」とは、次の(a)から(c)までに定める場合をいう。
 - (a) 第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)c(a)に規定する平均時価総額をいう。以下、この項において同じ。）が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第8条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき
 - (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）
 - (c) 上場後3年間において前1(4)a又はbに定める債務超過の状態となった場合
- c 前b(b)又はaの規定により適用する前1(4)e(b)に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前b(b)については第4号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、aの規定により適用する前1(4)e(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（前b(b)又はaの規定により適用する前1(4)e(b)に定める債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行う。
 - (a) 次のイからロまでの場合の区分に従い、当該イからロまでに規定する書面
 - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された

場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 前 b (b) 又は a の規定により適用する前 1 (4) e (b) に定める債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 1 号 a i に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(5) 業績

a 第 4 号の 2 に規定する「最近 4 連結会計年度」とは、直前連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には直前事業年度）の末日からさかのぼって 4 連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。）をいうものとする。

b 第 4 号の 2 に規定する「営業利益」とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この b において同じ。）（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。））に掲記される営業利益をいうものとする。ただし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第 94 条若しくは同規則第 95 条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等上の営業利益に相当する額をいうものとする。

c 第 4 号の 2 に規定する「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは、連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書）に掲記される営業活動によるキャッシュ・フローをいうものとする。ただし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第 94 条若しくは同規則第 95 条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいうものとする。

d 第 4 号の 2 に規定する「1 年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき」とは、第 4 号の 2 に規定する「最近 4 連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。）（上場後 3 年以内に終了する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）を除く。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負」となった審査対象連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には審査対象事業年度）の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないときをいうものとする。

(平成 8. 1. 1 追加、8. 11. 1、8. 12. 1、9. 1. 1 変更、11. 2. 1 3 を 2 に繰上・変更、11. 10. 1、13. 10. 1、14. 12. 10、15. 4. 1、15. 5. 8、16. 11. 1、17. 2. 1 変更、17. 6. 20 2 を 3 に繰下・変更、18. 5. 1、19. 9. 30、21. 11. 9、24. 4. 1、26. 1. 23、28. 4. 1、

令和2.11.1変更)

4 第4条（上場廃止日）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

- (1) 第2条第1項第3号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当する銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日

- (2) 第2条第1項第7号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当（上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）する銘柄又は第2条第1項第8号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）のうち1(7)bの(c)の規定に該当する銘柄（解散の効力の発生の日が、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日（解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日）

- (3) 第2条第1項第8号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）のうち、1(7)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

- (4) 第2条第1項第12号a（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の前日（休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前（休業日を除外する。）の日）

- (5) 第2条第1項第15号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

- (6) 第2条第1項第18号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

- (6)の2 第2条第1項第18号の2（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

- (6)の3 第2条第1項第18号の3（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当する銘柄

株式併合がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

- (7) 第2条第1項第20号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当することとなった銘柄のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄
上場廃止の決定後遅滞なく

- (8) 第2条第1項第20号（同条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号による場合を含む。）に該当することとなった銘柄（前(7)に該当する場合を除く。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定する日

- (9) 前(1)から(8)までに掲げる銘柄以外の銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日（当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに日本証券業協会が上場廃止後に当該銘柄をフェニックス銘柄として指定することを決定したとき又はその見込みがあると当取引所が認めたときには、上場廃止を決定した日の翌日から起算して2か月を経過した日）。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(平成5.4.1変更、7.1.4 2を3に、8.1.1 3を4に繰下・変更、10.12.1変更、11.2.1 4を3に繰上・変更、11.10.1、11.11.10変更、12.3.1 3を4に繰下、13.4.1、14.4.1、14.12.10、15.4.1、15.5.8、15.10.27、16.12.13、17.1.1、17.2.1変更、17.6.20 4を6に繰下・変更、17.11.7、18.5.1、18.12.11、19.9.30、20.4.1、21.1.5変更、21.11.9 6を4に繰上・変更、21.11.16、23.4.1、27.5.1、30.3.31、31.7.16、令和2.2.7、2.11.1変更)

5 第5条（監理銘柄の指定）関係

- (1) 当取引所は、上場株券が次の a から y までのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、k の 2、l、n、n の 3、o、o の 2、v 又は w に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 第2条第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき（同条第3項第1号による場合を含む。）

b 第2条第1項第2号 a に定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき（同条第3項第4号による場合を含む。）

c 第2条第1項第2号 b（同条第3項第4号による場合を含む。）に定める流通株式数の上場株式数に対する割合が、1(1) b に規定する「株式の分布状況表」等により5%未満であると算出された場合であつて、第2条第1項第2号 b に定める書類が提出されていないとき

d 第2条第1項第3号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当した場合であつて、第2条第1項第3号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第2号（同条第3項第1号による場合を含む。）に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき

e 第2条第1項第4号又は第2条の2第1項第3号に定める期間の最終日までに、第2条第1項第4号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第3号（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当しなくなったことが確認できない場合

f 上場会社が第2条第1項第5号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

f の 2 上場会社が第2条の2第1項第4号の2（同条第3項第1号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、その規定に該当するかどうかを確認できないとき

g 上場会社が行った決議又は決定の内容が第2条第1項第7号（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（第

- 2条第1項第7号に規定する開示を行った場合を除く。)
- h 第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当しなくなったことが確認できない場合
 - i 第2条第1項第8号前段（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - j 上場会社が1(7)bの(b)に規定する合併に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合（1(6)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において第2条第1項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき
 - k 1(8)fに定める猶予期間の最終日までに、1(8)gに定める基準に適合することが確認できない場合（kの2に掲げるときを除く。）
 - kの2 1(8)fに定める猶予期間の最終日までに、1(8)gに定める基準に適合することが確認できない場合であつて、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき
 - l 第2条第1項第9号の2（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - m 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。以下同じ。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次の(a)又は(b)に該当した場合
 - (a) 法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。
 - (b) 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。
 - n 上場会社が第2条第1項第11号前段（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合を含む。）。ただし、第2条第1項第11号後段（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。
 - nの2 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合
 - nの3 上場会社が第2条第1項第11号の2に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - o 第2条第1項第12号a（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（前4(4)に該当する場合を除く。）
 - oの2 1(11)dに定める期限までに、1(11)cに定める基準に適合することが確認できない場合であつて、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき
 - p 上場会社（外国株券の発行者及び株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。以下このpにおいて同じ。）が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行つ

- た場合その他の上場会社が株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると当取引所が認める場合
- q 上場会社が第2条第1項第14号（第2条の2第1項第5号による場合を含む。）又は第2条第3項第3号（第2条の2第3項第3号による場合を含む。）に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会の決議を行った場合
- r 上場会社が1(13) bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行った場合
- s 第2条第1項第16号（第2条の2第1項第5号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- t 第2条第1項第17号（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に規定する株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- u 上場会社が1(15) bに規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき
- uの2 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号nの2前段に規定する開示を行ったとき又はそれに準ずる発表等を行ったとき
- uの3 上場会社が第2条第1項第18号の3に規定する株式併合に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行った場合
- v 第2条第1項第19号前段（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当する場合。ただし、第2条第1項第19号後段（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。
- w 第2条第1項第20号（同条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）（株券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- x 第2条第3項第1号本文（第2条の2第3項第3号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号又は同基準第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。
- y 第2条第3項第2号（第2条の2第3項第3号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- (2) 当取引所は、有価証券上場規程第15条の規定により上場廃止申請が行われた上場株券を、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄（確認中）へ指定する。
- (3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次のaからfまでに掲げる区分に従い、当該aからfまでに定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、(1)wの場合において、次のeに定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。
- a (1)g、j、q及びrの場合
- 当取引所が上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

b (1) a 及び b の場合

1 (1) a (3 (1)において準用する場合を含む。)に定める猶予期間の最終日の翌日

c (1) e、h、k 及び o の 2 の場合

1 (3) a 若しくは 3 (3) b において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (3) b に定める期間、1 (3) c (3 (3) c において準用する場合を含む。)に定める期間、第 2 条第 1 項第 7 号後段に定める期間、1 (8) f に定める期間、1 (9) b に定める期間の最終日又は 1 (1) d に定める期限の翌日

d (1) m の場合

(1) m の (a) に該当した場合は、当該開示を行った日とし、同 m の (b) に該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

e (1) c、d、f、f の 2、i、k の 2、l、n から p まで及び s から y までの場合

当取引所が必要と認めた日

f 前(2)に掲げる上場廃止申請が行われた場合

上場廃止申請が行われた日

(4) 前(3)の規定にかかわらず、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の a 又は b に掲げる区分に従い、当該 a 又は b に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

a 前(3) a の場合

当該書面による報告を受けた日の当取引所がその都度定める時

b 前(3) d から f までの場合

当取引所がその都度定める時

(平成21.11.9追加、22.6.30、24.4.1、25.9.13、27.5.1、30.3.31、令和2.2.7、2.11.1、3.3.1変更)

6 第 6 条（整理銘柄の指定）関係

当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、第 6 条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場審査基準第 4 条第 3 項第 2 号若しくは第 4 号、同基準第 6 条第 3 項第 2 号若しくは第 4 号、1 (7) b の (a)、(13) a 若しくは (15) a 又は 4 (4) 若しくは (7) の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(平成21.11.9追加、22.6.30、23.4.1、30.3.31変更)

付 則

この改正規定は、昭和61年7月1日から施行し、同年3月末日以降に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

1 この改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

2 改正後の 1 (2) h において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (2) g から i までの規定は、この改正規定施行の日以降に行う株式分割及び 1 単位の株式の数の変更について適用する。

3 この改正規定の施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの改正規定の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当（この改正規定施行の日以降に行うものに限る。）は、株式分割とみなして改正後の1(2)hにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g及びiの規定を適用する。

4 平成3年3月中に猶予期間の最終日が到来する上場会社が、当該猶予期間経過後3か月以内に、1株を1.5株以上に分割する株式分割又は1単位の株式の数の10分の1若しくは2分の1への変更を決議した場合には、当該株式分割又は1単位の株式の数の変更を当該猶予期間経過後3か月以内に行うことを当該猶予期間内に決議したものとみなして改正後の1(2)hにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)iの規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成5年2月28日から施行する。
- 2 改正後の1(2)aの規定は、この改正規定施行の日以後に改正前の同規定に定める猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

この改正規定は、平成10年3月1日から施行する。ただし、改正後の1(8)の規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）の施行の日から施行する。

（注）「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）の施行の日」は、平成10年3月11日

付 則

この改正規定は、平成11年9月1日から施行し、改正後の1(10)の規定は、同日以後に生じた会社情報について適用する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の1(1)並びに(2)f及びgの規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 1(2)a中「決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないとき」とあるのは、当分の間、「上場銘柄の株券が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場

合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないとき」と読み替えるものとする。

(平成14.6.17変更)

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の1(4)の規定は、平成15年4月を審査対象とする時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の1(5)の規定は、平成15年10月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例によるものとする。

(平成15.4.1変更)

- 4 改正後の4(2)の規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の4(2)の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例によるものとする。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。ただし、1(7)bの改正規定は、平成16年5月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年10月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年8月2日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、

破産手続開始の決定とみなす。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 6を削る改正規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 上場会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併により解散する場合の取扱いについては、改正後の1(8)bの(a)及び6(1)aの規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成18年12月11日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の1(14)dからgまでの規定は、施行日以後に当該dからgまでに規定する行為等を決議又は決定した上場会社から適用する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年10月31日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の3(5)の規定は、この改正規定施行の日の前日において当取引所に株券が上場されているセントレックスの上場会社については、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の1(11)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。

(注) 「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成26年1月23日

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の1(1)aの2及び1の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の1(3)の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株式分割、株式無償割当て又は株式併合から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の1(4)及び3(4)の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の1(11)、5(1)の2並びに(3)cの規定は、施行日以後の日に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

(変更)

[昭和61.7.1、63.6.1、平成1.4.1、2.12.1、3.4.1、4.12.28、5.2.28、5.4.1、5.8.10、6.7.1、6.10.1、7.1.4、7.3.1、8.1.1、8.4.1、8.8.1、8.11.1、8.12.1、9.1.1、9.6.1、10.1.1、10.3.1、10.4.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.9.1、11.10.1、11.11.10、12.3.1、13.4.1、13.10.1、14.2.1、14.4.1、14.6.17、14.12.10、15.4.1、15.5.8、15.10.27、16.8.2、16.10.1、16.11.1、16.12.13、17.1.1、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、18.12.11、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、21.11.16、22.1.4、22.2.10、22.6.30、23.4.1、23.6.20、23.10.31、24.4.1、24.10.1、25.9.13、26.1.23、26.3.31、27.5.1、28.4.1、30.3.31、31.7.16、令和2.2.7、2.11.1、3.3.1]